

改正 平成22年4月1日
平成25年4月1日

平成23年4月1日

（趣旨）

第1条 学習院大学（以下「本学」という。）は、本学学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）で、学費支弁が困難のため、学生本人又は学生の保証人が、本学学費納付を目的として、本学が指定した金融機関より教育ローンを借用した場合、申請によりその支払い金利の一部を、この規程の定めるところによって奨学金として給付する。

（目的）

第2条 この奨学金は、納付金納入のため金融機関より教育ローンを借用した者へ、金利の一部を援助することにより、学費支弁の財政的負担軽減を図ることを目的とする。

（対象学生）

第3条 給付対象は、本学学生で、原則最短修業年限（休学期間を除く）で卒業又は修了が見込まれる者とする。

（助成対象期間）

第4条 助成対象期間は、教育ローンを借用した年度分から最短修業学年までの間で、金利を支払った期間とする。ただし、休学期間及び留年年度は支給しない。

（助成金額）

第5条 助成金額は、当年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分に対し、奨学金として支給する。ただし、1年間の上限を5万円とする。

（指定金融機関）

第6条 指定金融機関は、別に定める。

（手続き）

第7条 受給希望者は、当年度2月末日までに所定の申請書、本人又は保証人口座の振込口座届及び支払いを証明する書類を添付の上、学生課へ申請する。未払いの月分の金利については、支払済月を参考とし支払予定金額を記入の上申請するものとする。

（改正）

第8条 この規程の改正は、学生センターと財務部で協議のうえ、学長が行う。

（担当部課）

第9条 この規程の改正にかかわる事務は、学生課が行う。

附 則

この規程は、平成15年12月10日から施行し、平成15年4月1日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。